

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成29年7月18日（火）午後2時00分～午後4時00分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者5人

福岡地方裁判所裁判官 足立 勉（第3刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 永井 祥行

福岡県弁護士会所属弁護士 石井 忠祐

福岡地方裁判所裁判官 松村 一成（第3刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※ 裁判員経験者を「裁判員経験者 1」等と表示する。

○司会者

裁判員経験者の皆様におかれましては、本日は大変お忙しいところ、また大変お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます第3刑事部の裁判官の足立と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は法曹三者にも出席していただいておりますので、私から紹介させていただきます。検察庁から永井検察官、弁護士会から石井弁護士、裁判所から松村裁判官です。こちらもよろしくお願いいたします。

この意見交換会の趣旨は、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるように、裁判員経験者の方々に感想や意見を言っていただく場を設け、得られた感想や意見等を国民の方々にお伝えするとともに、法曹三者の側では、今後の運用の参考にさせていただくというものでございます。どうぞ忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、本日の大まかな進行予定について御説明させていただきます。最初に、私から皆様が御担当された事件を簡単に紹介させていただきますので、一言ずつで結構ですから、全体的な感想や印象について、話していただきたいと思います。その後で、証拠調べなどの審理や評議が分かりやすいものであったかどうか、もし分かりにくかったとすると、どのような工夫があったほうがよかったのかといった点につきまして、手続の流れに沿って御感想や御意見を伺いたいと思います。そして、最後に、これから裁判員になられる方々へのメッセージをお聞かせいただきたいと思います。

なお、時間が長丁場ですので、1時間程度意見交換しましたら、若干の休憩を挟みたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、早速、始めさせていただきます。

まず、皆様が御担当された事件ですが、本日の1番の方が御担当された事件は、

被告人が路上で、被害者を手で押して転倒させるなどの暴行を加えて死亡させたとされる事件で、争点は被告人が被害者を手で押す暴行を加えたのか、また、被害者が転倒により死亡したのかといった点が争点になっており、複数の医師の証言や防犯カメラの映像などが重要な証拠になっているといった事件でございますけれども、まず、全体的な感想をおっしゃっていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○裁判員経験者 1

この裁判に関して、裁判員として参加して、証拠として防犯カメラの映像があったんですが、それをどう判断するのかというのが、裁判を進めていく中で、まず一つ大きなポイントだと思います。

また、偶発的に起きた事故の様相を含んだ部分がどうであったのかというのが、裁判を進めていく中で議題になった部分もあるのではないかなと。全体としてはそのように感じました。

○司会者

その偶発的な事故の部分をどう取り扱うかというのは、具体的には刑の重さをどうやって見るかというあたりなんではないかな。

○裁判員経験者 1

そうですね。

○司会者

ありがとうございました。

引き続きまして、3番の方に御担当いただいた事件ですが、これは被告人が車を運転し、赤信号を殊更に見放して、高速度で交差点内を直進し、対向車線から右折進行してきた被害者運転の自動車に衝突させて、被害者を死亡させたとされる事件で、これもドライブレコーダーの映像が問題になったケースかと思いますが、全体的な感想をお願いします。

○裁判員経験者 3

私に裁判員が務まるか、とても緊張して臨んだ裁判だったんですけれども、裁判長をはじめ裁判官の皆様がとても評議をしやすいスムーズに進めてくださいましたので、務めあげることができました。

この裁判は、先ほどおっしゃったように、ドライブレコーダーを確認したり、ナビ映像内の写真を確認したりとか、そういう細かい部分を色々検証して、話し合いを進めてきました。

○司会者

やはり細かいところを色々と詰めていくのが難しいと感じたのですか。

○裁判員経験者 3

そうですね。

○司会者

ありがとうございます。

引き続きまして、裁判員経験者の4番の方と5番の方が御担当された事件が同じで、二つの事件があり、一つは、女性を自動車に乗せて発進させ、路上や車内で暴行を加え、逃げ出すことを困難にし、けがを負わせたという監禁致傷の事件と、さらに、女性を自動車内に連れ込んでわいせつな行為をしようとしたが、目的を遂げず、その際、けがを負わせたという強制わいせつ致傷の事件、この二つの事件のうち、強制わいせつ致傷のほうは、被告人がわいせつ目的があったのかといった点が争点になっていた事件なんですけれども、まず全体的な感想はいかがですか。

○裁判員経験者 4

そうですね。これは動画とかそういうものがなかったので、証拠として写真とか、また尋問手続を中心に質問したんですけれども、何となく皆さんもこうだろうなという部分は分かっているんですけど、そこをどう突き詰めていくかというところで、しっかり裁判官、裁判長が一つ一つ聞いてくれていたので、すごく分かりやすくしていただいていたというのが印象に残っています。

○司会者

心の中の問題、わいせつが目的だったのか、そこら辺をどうやって判断していくかというのがなかなか分かりにくいというか、難しかったということですか。

○裁判員経験者 4

そうです。行動だったり、そういう心情だったりとか、分かりにくかったですね。

○司会者

この事件は、中間論告といって、被告人が作成した申立書の証拠能力があるかを中間で論告したという特殊な進行をしていますが、これについては印象はありますか。

○裁判員経験者 4

そうですね。そこまで関係しないかなとも思ったんですけども、内容を聞いて、そこまで何か変わったというような感じはなかったです。

○司会者

ありがとうございました。

5 番さん、同じ事件ですね。感想をお願いします。

○裁判員経験者 5

そうですね。同じ事件ですけども、わいせつ目的があるかどうかというところは、やっぱり争点になってましたし、裁判員の方も色々な意見を出されていました。私が印象に残っているのは、シャーロック・ホームズみたいに推理して、犯人はこの人だ、みたいなことではなくて、事実や証拠を基に、論理的に突き詰めていくということでした。最初にそれがちょっと違ったんで、こういうものなんだなという感じで、最初はそういう印象でした。

○司会者

今、違っていたとおっしゃったのは、最初はシャーロック・ホームズのようなイメージだったということですか。

○裁判員経験者 5

はい、そういうつもりで私は見ていました。

○司会者

そして、6番の方が経験されたのが殺人事件で、これは被告人が、被害者に対し、日常的に虐待を繰り返した末、泳ぐことのできない被害者を川に転落させて死亡させたと言われる事件で、かなり長期間の審理をし、また、多数の証人尋問をしている事件ですが、全体的な感想をお願いします。

○裁判員経験者6

事件が起きたのが十何年も前ということなんで、確たる証拠というものもないし、証言だけを基に積み上げていく、色々なところの先生方が来られたときの話を参考にしながら、小さいものから積み上げていく中で、どこが一番この事件に直結するような話なのかという難しい話の積み上げだったと思います。

当事者の方々の証言も、なかなか実際にその場面を見たとかという話もなく、小さいものの積み上げをせざるを得ないという事件で、皆さんの意見を全部聞きながら、自分なりにこうなんだろうかと考えながら臨みました。

○司会者

昔の事件であるということもあり、重大事件であるということもあり、かなりの人数の証人を長い間かかって調べたということでございました。

ざっと印象をお聞きしたわけですが、今度はもう少し詳しく、手続の流れに沿ってお尋ねしていきたいと思います。最初に、手続の初めで起訴状を朗読したりした後、冒頭陳述というのをしました。冒頭陳述は、検察官と弁護人が、これから証明していく事実はこの事実なんだということで、冒頭陳述メモみたいなものを配って口頭でプレゼンテーションすることなんですけど、この分かりやすさ、分かりにくさはどうだったのか。あるいは、かなり審理の初めの段階なので、緊張

していてなかなか頭に入りませんでしたという感想を聞くこともございますが、皆さんの場合どうだったのかをお尋ねしたいと思います。

また順番に、1番の方からお願いします。

○裁判員経験者1

冒頭陳述書、冒頭陳述メモということで、検察官及び弁護人からそれぞれ配布されまして、私が参加した裁判に関して言えば、検察官の冒頭陳述メモは、概要や犯行状況が時系列でまとめられていて、また、争点や求刑のポイントとしてうまくまとめられていたという印象を受けました。

弁護人のほうに関しては、A4用紙2枚にまとめられているのですが、文章でまとめられていて、一般的なものかなと。どちらが見やすく理解しやすいかというと、やはり検察官の冒頭陳述メモのほうが、時間を経てこういうことが起きたよというところを書いてあって、見やすさ、理解しやすさで言えば、そちらのほうが理解しやすかったのかなという印象はありました。

○司会者

この冒頭陳述の意味というのは、その後で審理、証拠調べに臨む際に、こんなところに注意して聞いたらいいんだと、ポイントを示してもらおうということであるわけですが、この冒頭陳述からはそれぞれ、その後に審理をしていく上で役に立ちましたか。

○裁判員経験者1

そうですね。検察官の冒頭陳述メモと弁護士の冒頭陳述書を比べると、弁護人の冒頭陳述書に関しては、およそ裁判員の私から見ましても、こういうふうに裁判の流れを持っていきたいのかなという意図は感じられました。

検察官の冒頭陳述メモに関しては、事実関係がまとめられているという印象、弁護人に関しては、弁護されるかたの若干の主張を感じることができたなというように思います。

○司会者

では、同じ質問ですけれども、3番の方はどうでしょうか。

○裁判員経験者3

実際に裁判のときは、とても緊張していたこともあり、証拠説明一覧表に甲何号証と書いてあるのがずっと続いていて、とても難しく拝見しました。書類などもたくさん使われていて、後々思えば分かりやすかったんですけれども、実際の初日の裁判の冒頭陳述で、それに関しても難しかったです。

その中の検察官が作られた冒頭陳述メモに沿って色々な検証をしていきまして、その際は、すごく分かりやすく進めていったと思うんですけれども、弁護人の冒頭陳述メモは、それに比べると、とても簡単な内容でしたので、自分たちが取ったメモと記録を見ながらやってきたと思います。

○司会者

このメモを拝見すると、検察官のメモは数字なども入れて、最初に見るときっと難しいものなんだろうね。審理が進んでいくと、意味が分かってくるというような形ですか。

○裁判員経験者3

はい。

○司会者

弁護人のほうは逆に、最初だからということで簡潔に書かれていたんでしょうか。

○裁判員経験者3

そうだと思います。

○司会者

なるほど。ありがとうございました。

では、4番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者4

どちらもA3の用紙でもらって、検察側のほうはカラーで分かりやすく、弁護人側のほうは白黒で、内容は似ているんだけど、ちょっと争点に関して違うと

ころに着目しているなという印象を最初は受けました。どうしてもやっぱりカラーだったので、検察官側のほうが分かりやすかったという印象を受けました。

○司会者

ぱっと見た感じなんですけども、検察官も弁護人もかなりの情報量を入れ込んでいる感じがしますが、これは最初に頭に入りましたか。

○裁判員経験者 4

そうですね。最初に検察官から聞いたので、流れというのは入りました。あとは細かいところはこれから審理していくんだろなというところで、後回しというか、そこは、全体の流れはこうだろなというのは分かりやすかったです。

○司会者

5 番の方はどうでしょうか。

○裁判員経験者 5

まだ最初だったので、しっかり話を聞こうという姿勢で、メモをほとんど取らずに話を聞いていたんですが、やっぱり難しい言葉とか、争点はどの部分なのかというような、ちょっとこんがらがらる場面があったんですが、時間が経つにつれて、こういうところが争点になるんだというのが分かってきました。

そうですね。もう少しきちっとメモを自分なりに取っておいたらよかったなというのはございました。ただ、こういった紙で出された分があるのは、ないよりは非常に分かりやすいと思います。

○司会者

裁判官から、メモは取らなくてもいいというような話はありませんでしたか。

○裁判員経験者 5

最初は話に集中するよなという話はありませんでしたが、どうしても時間とか経てば忘れてしまうということがあるので、他の方が評議の場で話されて、そうだったと思出すことが多くて、もう少し自分なりにメモを取っておけばよかったと思いました。

○司会者

6 番の方，いかかでしょうか。

○裁判員経験者 6

検察官の冒頭陳述メモにつきましては，分かりやすくなっていたと思います。私たちが評議する中でも，順を追ってといいますか，何かこれについてどうこうだという話が進めやすく作ってあったかなと思います。

弁護人の方のメモについては，何か読み返し読み返しというので，内容が多くて，そういう感じだったので，こういうふうにならざるを得ないような長い年月があったからなんでしょうけども，もう少し図があつたりとか，何かうまく分けられてあるとかという状況があればやりやすかったんでしょうけど，長い年月のことを考えれば仕方ないのかなという印象でした。

○司会者

もう少し整理して，重要なことを絞るというか，抽出して提示してもらえたらよかったということですか。

○裁判員経験者 6

はい。

○司会者

冒頭陳述の関係，検察官，弁護人，興味があるかと思うんですけれども，今の話を聞いて何か質問してみたいというような点があれば言っていだきたいと思います。

○弁護士

では，少しお聞きしたいことというか，感想も含めてですが，述べたいと思います。

概ね冒頭陳述に関しては，検察官のものが分かりやすく，弁護人のものが分かりづらいというふうに言われておりました。言い訳ではないんですが，ちょっと構造的な問題で，それはそれでしょうがないというところもあると思います。

刑事事件に関しましては、立証責任を負っているのは検察官ですので、公訴事実に記載されていること、公訴事実というのは起訴状に書かれているものですが、起訴状に書かれている事実というのは、検察官が立証しなければなりません。弁護人がすべきことというのは、検察官が主張していること、または証拠として出しているものについて、ここがおかしいというのを摘示して、検察官の証拠が証明できないことや、それに反する証拠があることをピンポイントで潰していく作業をするんです。事件全体の主張を弁護人がするというわけではなくて、検察官の主張のところどころを潰していくという作業になります。検察官の冒頭陳述においては、事件全体を網羅した事実が書かれていて、弁護人は不完全な、言いたいことだけを言っているというような印象になるのは、ある意味、しょうがないのかなというふうに思います。

ただ、しょうがない、しょうがないと言っているけど仕方がないので、ちょっとお聞きしたいのは、こういった冒頭陳述メモが配られて、検察官と弁護人のものがあるんですが、その後、判決に至るまでの間に、検察官のものばかりを参照して、検察官の冒頭陳述メモによれば、今、こういうところをやっているんだとか、そういった確認をしながら裁判を聞いていったんでしょうか。弁護人の冒頭陳述メモは余りもう見なくなってしまうと、検察官の冒頭陳述メモをベースに裁判を聞いていくということになっていたんでしょうか。そうだとすればまずいなと思います。弁護人のやり方も考えないといけないなというふうに思います。

○司会者

順番に、6番さんから。

○裁判員経験者6

それにつきましては、私のときの裁判では、評議のときもそうですが、検察官の話の中でこうだった、それに対して、弁護人からはこういう話が出ていた、じゃあ、どうなんだという話にはなっていたので、片方だけの話を、冒頭陳述だけを見て話を進めたという状況ではなかったと思います。

○裁判員経験者 5

同じく、並行して両方を見ながらやっていきましたし、意見を出すときも両方の立場で意見を出すようにはしていました。

○裁判員経験者 4

弁護人側が言っているときは弁護人側の冒頭陳述を見ながら、検察官側が言われているときには、その検察官側の冒頭陳述を見ながらというふうにしてたので、分かりやすかったのは検察官側ですが、別にどちらをメインにとかいうのはなかったです。

○裁判員経験者 3

私も皆さんと同じで、弁護人の冒頭陳述のメモに沿ってもきちんとお話ししましたし、どちらかが主にとかいうのはなかったです。どちらも同じようにだったと思います。

○裁判員経験者 1

冒頭陳述のことにに関して、弁護人の説明されたことを伺って、最後は冒頭陳述書の各内容を読んで、検察官の主張していることに対して認めている部分と否定している部分をももちろん考慮して、その違いを理解して、そこからというところで認識はしていました。もちろんその違いというのを非常に気を付けたわけですけど、ただ、全体の流れを検察官の冒頭陳述の紙のほうが非常によくまとまっていたので、全体の流れとしてはこういう流れであるという認識の上、弁護人の主張でここは違うと言っているというのをまず自分の頭の中でいうところですよ。

石井弁護士から、立証責任が検察のほうにあるので、こういった流れになりますという御説明があつて、今となれば、もちろんそれは十分理解できるんですけど、裁判員に選ばれて裁判に参加すると、冒頭陳述が始まります。裁判員の方は、結構、予備知識なく参加されていると思うんです。裁判所に呼び出されたので、来て、選ばれて、裁判に参加します。じゃあ、始まりますので、法廷のほうに行ってください。それから、すぐに始まるので、立証責任はどちらにあるとか、そういったこと

の予備知識もほとんどありません。裁判を傍聴してなければ、理解の及ばないところも多々あると思いますので、もしそうであるならば、説明が可能な範囲で、弁護人はこういったことをします、検察官はこういったことをしますという役割の違いから、冒頭陳述はこういうふうの違いが生じるかもしれないというところを、可能な範囲で知る機会がなければ、何というか、感じ方が違うのかなという部分はあると思います。

○司会者

ありがとうございました。貴重なご意見をいただきましたので、またそれを踏まえて進めたいと思います。

検察官はいかがですか。

○検察官

検察官からお聞きしたいのは、それぞれ検察官と弁護人の冒頭陳述を行っているときには、双方のペーパーを見ながら説明をお聞きになったということはよく分かったんですが、その後、例えば評議の場で、検察官、弁護人双方の冒頭陳述をたたき台として、あるいはそれを使って何か話をされる部分があったのかどうなのかということを、可能な限りお聞きしたいと思います。

○司会者

可能な範囲ですね。今度は1番さんからお願いします。

○裁判員経験者1

冒頭陳述は、私の中ではあくまで導入部分であるし、分かりやすく概要なり、弁護人の主張を表した部分ではないかというふうな認識がありましたので、進めていく中で、ちょっと複雑に議論が進むようなときに、一度、基本に戻るという意味で、見返すということはありませんでした。

進めていった中で、冒頭陳述と齟齬があれば、非常に問題になるんですが、そういったことも別にありませんでした。

○司会者

3 番さん、何かありますか。

○裁判員経験者 3

弁論メモのほうに沿ってずっとやったというのは記憶があるんですけども、冒頭陳述メモについては、きちんと記憶がありません。

○司会者

4 番さんはどうですか。

○裁判員経験者 4

ホワイトボードがあって、検察官側の記載を抜粋して、ここが重要だというところを書いていって、それは残しておいて、また別でホワイトボードで弁護側はこういっているというのをお互いに見ながらしていたので、評議で見返したりして使ってはいますけど。そこで、この件でここはどうなんだろう、ここはどうなんだろうというふうに見比べてやっていました。

○司会者

冒頭陳述メモかというはどうなんですか。

○裁判員経験者 4

全部ですね。論告メモも使っていますし、全く使わなかったということはないですね。

○裁判員経験者 5

そうですね。ホワイトボードを中心に、参考程度じゃないんですけども、ホワイトボードを使ってやりました。

○裁判員経験者 6

これは、たたき台といいますか、我々裁判員は裁判というのは素人ですから、やはり検察官とか弁護人の冒頭陳述が基本になって、話を進めていく上では、たたき台と言えばたたき台にはなっているのかもしれませんが、私が参加させていただいた事件については、ずっとホワイトボードが検察官側と被告人側を足したような書き方になっていたんで、たたき台というのか、これを基本に話をまずもって進めて

いくという状況にならざるを得ないという、我々素人の状況です。

○司会者

それでは、証拠調べに入ります。証拠調べは大きく分けまして、証拠書類の朗読だとか、証拠の写真や図面などをパワーポイントや書画カメラを用いてモニターに映し出すといった手続のほかに、証人や被告人という人から直接話を聞くという手続と両方あったと思います。

まず、その証拠書類に関する証拠調べについてお尋ねしたいんですが、証拠書類と言われる中にも、写真だとか、映像だとか、図面だとか、そういったものが提示されたと思いますが、この内容が分かりやすかったか分かりにくかったかというあたりの感想をお聞かせいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

私の理解では、1番の方の事件では、恐らく防犯カメラが問題になっていましたが、ここの分かりやすさ、分かりにくさはいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者1

防犯カメラが法廷で流されることが度々ありまして、防犯カメラに関しては、正直申しまして、見たままですので、それを裁判員自体がどのように考えるのかというものであると思います。

また、それに関して弁護人がこれはどういったものだということを、割と頻繁に説明されていたんですが、映像に関しては正直、考えたままだったのかなと。

証拠に関して映像とは別に、場所の図などを詳細に用いて説明されたと思うんですが、証人が複数人いて、そのときあなたはこちらにいました、事件が起きた際に、どの方向でどのように見ていましたというのがその都度あるんですが、それに関して手元に残る資料が裁判員にはありませんので、また各裁判の流れが若干速いので、後にこう自分で考え直す際に、あれどうだったのかなという部分がありました。あと、証人の方が複数人お見えになられて、その方がどういった関係の方なのか、加害者、被害者とどういった関係の方なのかというのが、ちょっと後に忘れてしまうというか、こんがらがってしまう部分があったなという感じは受けました。

○司会者

証人の尋問を聞いているときに、その位置関係が分かりにくかったことはないんですね。

○裁判員経験者 1

位置関係が分かりにくいということはないんですが、もちろん、図のようにして、自分でメモとして控えは取るんですが、何分、裁判って非常にテンポよく進んでしまう部分があるので、全てを書画カメラのとおり、この方がこのときにここにいた、こういう動きをしたというのを、自分の手元に控えるというのがなかなか困難で、筆記とか残すだけではなく、もちろん聞いたり見たりも裁判の中ではしなければなりませんので、なかなか難しいものがあったということです。

○司会者

ありがとうございました。

3 番の方の事件は、ドライブレコーダーですよ。分かりやすさ等の感想はどうでしたか。

○裁判員経験者 3

ドライブレコーダーやタコメーターですとか、現場の地図とかをスライドや写真等で見ながらやりましたので、そこは分かりやすかったです。

○司会者

4 番さん、5 番さんの事件で、図とか何か問題になったことがありますか。

○裁判員経験者 4

特にはないです。

○司会者

大体、人の話ですよ。

○裁判員経験者 4

限界があると思うので、再現をしたりだとか、そういうものは言っていることとちょっとずれがあったんで、「えっ」ということはあったんですけど、これが限界

だろうなというのは私は思いました。

○司会者

自動車があって、自動車の位置関係でどうかというのが問題になりますよね。そこら辺は聞いていて、分かりにくいというところはありませんでしたか。

○裁判員経験者 4

そこまで分かりづらくはなかったですね。

○司会者

5 番さんはどうですか。

○裁判員経験者 5

そうですね。被害者のけがというか、そういった写真が出たんですが、正直、どれぐらいひどいのか、写真だけではちょっと分かりづらかったのと、どうしてここをけがするのか分からない部分が少しありましたけれども、それが限界かなと思いました。

○司会者

被害者の話は聞いているんですね。そこで質問とかはなかったですか。

○裁判員経験者 5

幾つか質問をして、それに答えるんですけども、被害者の意見と被告人の意見が違うので、どっちかなということですね。それでちょっと困りました。

○司会者

ありがとうございました。

6 番の方の事件では、堰の構造ですとか色々なものが出てきましたけれども、写真や図面などで分かりにくかったところはありませんか。

○裁判員経験者 6

写真はもう雰囲気しか分からないといえますか、実際、暗かったときの事件なので、現場にいて、本当にこれぐらいの暗さなのかというのは、写真ではちょっと想像が容易ではないというのがありまして、それと、かなり前の事件ですから、再現

された部分についても、証言を基にした再現の写真でしたので、あくまでも私たちの想像でこうだろうなという部分でしかないので、提出された写真の中については、非常に分かりにくいと言いますか、想像だけでということになってしまうような写真だったなという感じです。

○司会者

確かに夜の事件だったということで、現場の状況等が写真でどこまで再現できるかと、こういう問題があるということですね。

もう少し引き続いて証拠の話に参りますが、皆さんが証拠をご覧になって、この証拠は本当に必要だったのと、こんなの要るのというような感想を持った証拠などはありませんでしたでしょうか。

記憶を喚起していただいて。6番さんはどうですか。

○裁判員経験者6

非常に難しい証拠と言いますか、DNAのことや、我々がふだん耳にしないようなことの話とかについていくのに一生懸命で、それが本当に必要なのか、それが直接的な決め手になるという話なのかというのをじっくり聞きながら、判断をしていく上では、非常に必要な内容だったのかなと。

ただ、何か難しい、ふだん聞かないような化学的な内容だとかというのが多かったので、それを一生懸命聞いて理解していくというのが難しかったかなという感じですか。

○司会者

この事件は被害者と発見された遺骨との同一性が争われて、その同一性が遺骨であるがゆえに、ぴしゃっとしたDNAが出ないんで、二重、三重の同一性立証をしているところもあって、そこを全て証人尋問等をやっていくので、どこまで必要だったのかという話はあるのかなとは思います。

4番さん、5番さんの事件では、ラインのやりとりが何か、当事者が再現してしばらくやったという話を聞いているんですけども、記憶にありますか。

○裁判員経験者 5

そうですね。それを言おうと思ったんですが、ラインの中身というか、そういうのは、双方の関係というのがあるって、そういうものを知る上で、重要な証拠だったと思っております。

○司会者

特にこれは要らなかったかなという感想のものはなかったということですか。

○裁判員経験者 5

私は特になかったです。

○司会者

何かありましたか。

○裁判員経験者 4

そうですね。全部必要だった分ではあるとは思いますが。その確認の意味、どっちかと言うと、被告人のものだったり心情が関わってくるかと思うので、その結果、こうなったという証拠というふうに認識はしていますね。必要ではあったのかなと。

○司会者

3 番さん、何か感想ございますか。

○裁判員経験者 3

必要じゃない証拠はなかったです。

○司会者

1 番さん、どうですか。

○裁判員経験者 1

私も別にこれは不要だなと思われるものは特には感じませんでした。

○司会者

こういった質問の趣旨は、公判前整理といって、証拠の整理をするんですけども、そのときにどこまで必要なものか、裁判員裁判ということで絞り込むわけですが、

絞り込みすぎると分からなくなってしまう。逆に、広めにやり過ぎると、よく関係が分からないと、こういうことのジレンマがあって、法律家などで議論しているのですが、たまにそれが皆さんの感覚とずれることがあるのでお尋ねしているという趣旨でございます。

さらに、先に進ませていただきますが、検察官の請求する証拠の中で、供述調書、すなわちある人の発言を警察とか検察官が記録をしたと、それを読み上げる、「私は」という形で読み上げるものがあります。実際に目の前に来て話を聞くわけじゃないので、それで話が分かりますかとか、あるいは、だらだらと読まれて、長くてよく分からないとか、こんな話が出る場合がございますが、そこら辺、いかがだったのかなということをお聞きすることが多いんですけれども、どうですか。3番さんの事件は、恐らく供述調書が複数朗読されているということですが、感想はどうですか。

○裁判員経験者 3

供述調書が非常に多かったと記憶しています。一生懸命メモを取りました。

○司会者

メモを取れるスピードで読んでいましたか。

○裁判員経験者 3

ついていくのが一生懸命だったんですけれども、一生懸命聞きながら、一生懸命メモを取りました。

○司会者

3番さんは、そういうような調べ方だったというのは仕方がないと思うのか、できれば大事な人は目の前に来てもらって話を聞いたかったという感想を持ったとか、何かございますか。

○裁判員経験者 3

そうですね。

○司会者

供述調書はどういった方々なんですか。目撃した人とかですか。

○裁判員経験者 3

被告人の会社の社長さんとか、横から走行してきた車両の方とかありましたね。

○司会者

仮定の話で聞くのはなかなか難しいと言われますけども、何か感想等ございませんか。

○裁判員経験者 3

難しかったのは難しかったです。

○司会者

他の方で供述調書の朗読があった事件について、何かありますか。

○裁判員経験者 4

被害者が監禁致傷のときに、防犯カメラの写真で、こういうときコンビニに逃げ込んでというのを見ていたので、分かりやすかったんですけども、コンビニの店員の供述調書がありました。

○司会者

それはいかがでしたか。

○裁判員経験者 4

そのとおりだったんで、分かりやすかったと思います。

○司会者

5番さんも同じですか。

○裁判員経験者 5

はい。

○司会者

それでは、さらに進めさせていただきますが、最近、よく議論、話題になっているのが、証拠の中で刺激が強いもの、裁判員の方々に精神的に負担を負わせるようなものについてどうすべきかという議論があります。実際には遺体写真とか、傷口

の写真だとか、こういったものについて取り調べるのかどうか。取り調べるとしてどういうふうに取り調べるのかということを議論していることが多いんですけども、そういった刺激の強い証拠などはございませんでしたか。

1 番さんの事件は人が亡くなっていますが、御遺体とか、あるいは頭の解剖じゃないですが、そういったものはどういう形になっていましたか。

○裁判員経験者 1

裁判の段階では、そういった刺激の強い資料、映像ですとか、そういうのは特になかったんですけど、法廷の構造上、裁判員がずらっと着席する場面ですが、弁護人の資料の 1 ページに、そういったものがあって、裁判員の方がたまたま目に入ってしまったということはあって、問題ということでもないんですけど、そういうことがありました。

○司会者

自分の机の上に広げていたのが、見えてしまったということですか。

○裁判員経験者 1

たまたまそのページをちょっと開いていらっしゃったのかなという感じで、もちろん、裁判長にも報告されて、以後、そういったことがないように最後まで裁判が進んだんですが、一番端に着席された裁判員の方が、たまたまちょっと目に入ったということです。

○司会者

松村裁判官、事情はご存知ですか。

○裁判官

1 番の方と御一緒させていただきましたけれども、あの事件は、専門家の証人があって、その場面でもともと解剖とかされているので、その関係の資料が鑑定書にくっついていたと思うんですが、裁判では医師を聞くという形で、そこら辺の遺体の写真や、そういった骨の傷口の部分とかというのは直接見ていただかなくてもいいだろうということで、かなり限定した形で、またイラスト化して見ていただいた

ということにはなるんですが、もともと鑑定書が証拠としてはあったと思うんです。それが弁護人が医者への尋問をするときに、ずっとそこを見ながら尋問されているというところがあって、実際、それが目に入ってしまうという事態になったのが状況です。

なかなかそういった事態は裁判官も想定していなかったもので、報告を受けてびっくりしたということです。

○司会者

うっかりそういうことになったということですかね。それ以外は特に刺激が強いのは出てこなかったということですかね。

3番さんの事件は、やはり人が亡くなっていますが、何かそこら辺で負担感のあるような証拠は出てきませんでしたか。

○裁判員経験者3

はい、そんなにはなかったです。

○司会者

事故状況に関して映っている動画とか、そこら辺というのは、精神的にもきついというのはなかったですか。

○裁判員経験者3

ちょっとトラックが横転して人身事故を起こす写真とか、そういうのはありましたけど、頑張って見ました。

○司会者

それについて何か当事者とか、検察官、弁護人、裁判官から、余り根を詰めて見なくていいとかいう話がありましたか。

○裁判員経験者3

見たくないようであれば、余り見なくていいとか、真剣に一生懸命見なくてもいいとか、事前に言っていました。

○司会者

凝視しなくてもいいという話があったのですね。

○裁判員経験者 3

ありました。でも、一応きちんと見ておかないと、ちゃんとした判断ができないと思いました。

○司会者

人が亡くなっているのは6番さんですが、どうでしょう。そういう証拠がありましたか。

○裁判員経験者 6

ショックを受けるようなものではなかったと思っています。写真というのは、白骨の部分ですから、私以外の方はどう思われたか分かりませんが、何か私は前に思っていた以上のようなものは何もなかったです。

○司会者

遺骨がありますよね。遺骨も若干色を薄めたりとか。

○裁判員経験者 6

ちょっと加工していただいて。

○司会者

ええ、変えたりしてはいるんですけども、6番さんは大丈夫でしたか。

○裁判員経験者 6

はい。

(休 憩)

○司会者

証人尋問とか被告人質問の場面に参りたいと思います。少し話に出ていましたが、証人とかを調べる位置づけですね、何でこの人に聞くのかなというのが余りよく分からないということだと困るんですけど、そういう経験がある方はいらっしゃいませんか。

4 番さん、5 番さんの事件では、証拠能力を判断するための証人として、検察官と弁護人ですか、非常に珍しい尋問があるんですけども、ここら辺の証人は何で調べるのかとかいうことが、ずっと落ちていたのか、どうなんだろうと思って聞かれたのか伺います。

○裁判員経験者 4

前もって説明はしていただいております、裁判の証拠として土俵に上げるのかという話をしていただいたので、当然、当事者の話は聞かないといけないなというふうに思っていたので、違和感はなく、そのままいきました。

○司会者

土俵に上げるかどうかというのは、証拠能力の判断をすることなんですが、それ自体は裁判官がするという説明もありましたか。

○裁判員経験者 4

そうですね。

○司会者

証拠を取るか取らないかというのを決めるのは裁判官で、ただ、皆さんも一緒にという説明があったということですね。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

5 番さんはいかがですか。

○裁判員経験者 5

そうですね。証拠能力の点で、前もって説明がありました。判断するのは裁判官という話をされていました。

○司会者

それを調べることについて、位置づけが分からないとか、意義を感じないとか、そういうことはなかったですか。

○裁判員経験者 5

なかったですね。

○司会者

他の方はどうですか。6番さんの事件はかなり大人数をやっていますが、先ほど、少し話していましたが、何でこの人やるんだろうというのはなかったですか。

○裁判員経験者 6

この人というのは、当事者だけしかいない中でやっていたので、余りそういう違和感はなかったですね。警察官だとか、証拠の関係の方の参考意見といいますか、そういうものなんで、どうしてだろうという違和感はありませんでした。

○司会者

分かりました。

他の方も特にこの証拠品とか要らなかったんじゃないかという方はいなかったということよろしいですかね。

それでは、先に進みまして、証人尋問といって、請求した側がまず主尋問し、次に反対尋問、場合によっては異議が出たりとかいうあたりで、何だか聞いている趣旨が分からないなとか、尋問が下手だなとか、そんな感想を持たれた方がいらっしゃったらぜひ忌憚なく言っていただければと思うんですけど。1番の方、どうぞ。

○裁判員経験者 1

証人尋問、検察官も弁護人も、それぞれ証人に質問ですとか、問いかけをされるんですけど、裁判員として参加していて、そんなときは検察側からの尋問に関しては特に感じはしなかったのですが、弁護人から尋問されるときに、裁判員の私から見ると、この人の一体何を意図しているのかといったところが、何のための質問であるのかというのを理解できないようなことが時々ありました。裁判を進めていく中で、こういった意図があったのかなあというところが若干見えてはくるんですが、その場、その場に関しては、この質問は果たして必要というか、何だろうという戸惑いを感じるところが幾つかございました。

○司会者

質問の意図自体が分からないから、どう考えていったらいいのか分からない。

○裁判員経験者 1

そうですね。

○司会者

例えば、法廷じゃなくて、その前、検察官とか警察官の前で何を話していたか、そことどう違うのかというようなやりとりもありましたか。

○裁判員経験者 1

それは、私が記憶する限りでは余りなかったです。

○司会者

専門家の証人が何人かいらっしゃったと思うんですけども、医師に対する弁護人の尋問も分かりにくかったですか。

○裁判員経験者 1

若干分かりにくかったですし、分かりにくい理由は、証人に対する質問が、どの方向に向かっているのか、途中で、何というか、余ってしまうとか、何か言葉遊びのように若干なってしまっているんじゃないかなろうかというような部分が少し感じられて、この時間は何なんだろうというのも少し感じてしまう部分がところどころにあったという感じです。

○司会者

3番さんの事件は、情状証人もいましたが、専ら被告人質問でしたね。この質問のやりとりとかで、何かお感じになったことがありますか。

○裁判員経験者 3

検察官の立場なのかもしれないですけども、ちょっと口調が怖いといいますか、何ですかね、というのは感じました。

○司会者

被告人に対して厳しいということですか。

○裁判員経験者 3

そうですね。証人にも。

○司会者

情状証人にも厳しいということですか。

○裁判員経験者 3

少し、そういうふうにと受けとめました。

○司会者

それは、言い方だとか表情とか全部ですか。

○裁判員経験者 3

はい。表情も、そんなににこやかな感じではもちろんされないとは思いますが、言葉もですね。

○司会者

そういうのを見られると、裁判員としてはどういう感情になるんですか。

○裁判員経験者 3

なるべく感情は出さないようにと思っていましたけれども、他の方がおっしゃっていたことでもいいですか。

○司会者

感想だからいいですよ。

○裁判員経験者 3

「ちょっと言い方がひどいわね。」とおっしゃってました。

○司会者

4 番さんは何か尋問とか被告人質問とかで、感想はございますか。

○裁判員経験者 4

そこまで分かりづらいとかはなかったんで、問いかけ自体はこうじゃなかったですかというのを言われてたので、すごい分かりやすかったんですけども、そこからちょっと法律の専門用語をぱっと言われると、「ん？」となる感じでしたね。

○司会者

今の場面というのは、被害者を聞く場面ですか。

○裁判員経験者 4

被告人も、両方ですね。

○司会者

法律の専門用語と言いますと。

○裁判員経験者 4

ちょっと専門用語で聞き取れなくて、「ん？」って思ったんですけど。

○司会者

異議とかそういうことじゃなくて。

○裁判員経験者 4

その証言を聞いて証拠を出すときに、これこれ第何条とか急に言われると、「ん？」ってなる感じですね。

○司会者

何が何だか分からないと。

○裁判員経験者 4

はい、そういうときは全く分からないです。

○司会者

その後、裁判官から説明とかはありましたか。

○裁判員経験者 4

進行上、証拠を見て、こういうことでしたかというのを問いかけされていたので、その証拠を出すためにこう言いたかったんだろうなというくらいは分かりました。

○司会者

法律要件を満たすための尋問という説明もなく聞けば、それは混乱しますよね。

○裁判員経験者 4

そうです。そういうところくらいですかね。

○司会者

分かりました。5番さんはどうですか。

○裁判員経験者 5

検察官と弁護人がやりとりされている場面で、ちょっとはっきり覚えてないですけど、出す出さないとか、そういう感じの話をされていたところが、ちょっとそういう話をするのかなというのがあるって、戻って裁判官に質問はしました。それは記憶にあるのですが、そういった場面がそれ以外にもいくつかありました。

○司会者

尋問の中で、何か揉めているわけですか。

○裁判員経験者 5

ちょっとそこら辺、記憶が曖昧なんですけども、何か裁判の前にそういう話をされていたようです。

○司会者

公判前整理で決着がついてないところをガチンコでやっていると、そういう場面があったということですかね。

この尋問自体が意味が分かりにくいということはないですか。

○裁判員経験者 5

それはなかったと記憶しています。

○司会者

そうですか、ありがとうございました。

6番さんはどうでしょうか。

○裁判員経験者 6

検察官は尋問中に語尾が小さいとか、聞き取りにくいというのは多々あったんですが、弁護人が、今、それを聞かなくちゃいけないのかとか、余り関係のないようなことを聞かれて、裁判長にちょっと言われていたという場面があったかと思いま

す。

それと、警察の方とか消防の方とか、専門の先生方とか来られている中で、専門家の立場からの意見だとか、参考の話なのに、そこに強く弁護人が突っ込んでいるような、それはいいんだろうかという思いがありました。

○司会者

最初におっしゃったのは、確か、反対尋問が色々なところへ飛んでしまい、ちょっと何を弾劾しようとしていたか分からないような。

○裁判員経験者 6

話が前後する場面も多々あったので。今、ここまで話したのに、ちょっと前に戻ってしまうとかというので、こっちがちょっと考えにくくなるような場面がありました。

○司会者

今、専門家であるとか言われましたけど、専門家の証人の尋問も、専門用語が出て難しいときもございましたが、ここら辺は配慮されて進められてましたか。

1 番さんの事件、医師が出てきましたか。

○裁判員経験者 1

はい。解剖をされた医師だとか、被害者の方が入院されているときに執刀された医師が証人として見えられてまして、裁判の際にお話しされたことに関しては、裁判員にも非常に分かりやすく、理路整然としていたのではないかと感じます。

○司会者

それは、最初にパワーポイントでプレゼンテーションなどはしていましたか。

○裁判員経験者 1

プレゼンテーションは特にはされていなかったんですが、必要に応じて書画カメラに図を書かれて、こういった状態でしたとかというのを示されていました。

○司会者

ありがとうございました。

あと、専門家が証人というと、先ほど述べられた6番さんの事件と思いますが、いかがでしたか。

○裁判員経験者6

初めて耳にする言葉等々がたくさんありまして、特に印象的だったのが、ミトコンドリアDNAだとかいうことは初めて聞いたので、それが何なのかとまず理解することが先で、その都度、裁判長のほうから分かりやすくということを促していただいていたので、それなりに分かりやすく説明はしていただいたのかなと思いますけど、専門家の各先生方の立場から、説明が熱くなるのか、口調が速くなったりとかいう場面があって、聞き取りにくいという場面が時々あったかなと思います。

○司会者

確かに、だんだん興奮してくると専門用語になってしまって、途中で止めるというようなことがありましたね。他の方については、専門家の証言とかはなかったですかね。

証拠調べはこのぐらいに区切りをつけて、論告・弁論に参りたいと思いますけれども、論告・弁論、手元の資料などを見ていただいて思い出していただきたいんですが、その論告・弁論について、その意見に従うかどうかは別として、こうなんだなという形でぱっと腑に落ちて、言っていることがすっきり分かったのか、その後よく考えないと分からなかったのか。それから求刑がありましたね、求刑何年、それから弁護人が違うほうの意見を言うことになりましたが、ここら辺が、こういう根拠でこういうことを言っているということが分かったかどうかというあたりの感想を聞かせていただきたいと思うんですけれども、まず1番さんのほうから、論告・弁論の感想はいかがでしたか。

○裁判員経験者1

そうですね。論告・弁論に関しては、それまでの証人尋問等を通して論告・弁論それぞれ確認をしたようには感じます。

弁護人の弁論の部分で、私は最終的に途中までの経過を、なぜそういった尋問を

されたりとかというのがはっきり見えてきたというふうに感じました。ちょっと難しいのかもしれないんですけど、証人尋問等で腑に落ちない状況で、最後の弁論で落とし込むというのももちろん一つ手ではあるんですが、弁論以前に関して、もやもやしたものが非常にあって、例えば冒頭の部分で、先に弁護人冒頭陳述のところで、あらかじめ分かっているならば、なるほどなるほど、証人尋問に関してもこういう方向だよなと、最終的に弁論でうまくまとめているなというふうに理解が及ぶと思います。弁論の部分で全てを提示されてしまうと、それまでの過程に関して、弁護人が何を主張したいのかというのが、非常に見えにくい。それをいちいち裁判員が、弁護人が何を言いたいのかという見えないものを見ようとしなければならなくて、困難かなあという、ちょっとうまく説明できないんですが、そういった感情を、ちょっと最後、弁論の時点で全てが分かった時点で感じました。

○司会者

検察官の求刑は懲役5年でしたよね。この根拠というのは、それなりに示されたというか、こういうことで5年なんだよという説明はあったということでしょうか。

○裁判員経験者1

そうですね。求刑5年と検察官の方の論告で提示されまして、5年に関して示された内容で、これが5年として妥当ではないかと考えますと、検察の方が提示されて、それに関して私は、法的な根拠ですとか、そういったものを知識として持ち合わせていませんので、こういうふうに主張されているんだなと。これが果たして妥当なのかなというところを求める根拠が自分の中にありませんので、法律の専門家ではないので、そういうふうに言っているんだなと。大体5年ですって検察がおっしゃっているんだなというふうに理解するにとどまるといった感じで、裁判のときに論告及び弁論を聞いていました。

○司会者

いきなり5年と言われても、あるいは根拠をと言われても、それで腑に落ちるという感じにはなかなか出来なかったですか。

○裁判員経験者 1

そうですね。果たしてそれが正しいかという語弊がありますが、5年がどうなのかというのが量りかねるというような、そういった感じを受けました。

○司会者

ありがとうございます。

3番さんはどうですか。

○裁判員経験者 3

論告・弁論に関しては、それぞれのメモのとおりだったと思います。

○司会者

これを聞いて、その場で検察官と弁護人の考えることがずっと入ってきたか、「うん？」という感じで、部屋でよく考えて相談しようかなという感じだったのかどうか、そこら辺はどうですか。

○裁判員経験者 3

そうですね。結論の懲役何年というふうに隔たりがありましたので、そこをどう考えていいのか、部屋に戻って評議しながら話し合いました。

○司会者

このメモを見る限り、弁護人の懲役4年というところも、何で4年かということを書いてないんですね。

○裁判員経験者 3

はい、そうです。このときの弁護人の弁論メモが、情状事実が多かったので、何かそこをみんなで、この文章がどういうことを弁護人が言っているのかなというのをすごく想像して話し合いました。

○司会者

検察官の9年というのは、分布がこうなっているということで、それなりに説明にはなっていましたか。

○裁判員経験者 3

そうですね。量刑分布がこうなっているということでした。

○司会者

どうですか，4番さん。

○裁判員経験者4

公判の中で流れで，まとめという印象を受けました。弁護人側も検察官側も，それぞれ言いたいことをまとめて答えたのかなという印象でした。

○司会者

そうすると，言っていることは一応，自分の中へずっと入ってきて，あとはどうしようかと考えられたということですね。

○裁判員経験者4

はい。

○司会者

5番さんはどうですか。

○裁判員経験者5

強制わいせつと監禁致傷の2つですが，強制わいせつ事件が弁護人と検察官との違いがあったんですけれども，そこで話を結構時間をかけてうちはやりました。求刑に関しては，私自身が専門家ではないので，こんなものなのかなという感じで最初は聞いていました。そのあと，過去の例を色々見せていただき，考えることができましたけれども，最初は，こんなものかなという感じで入りました。

○司会者

6番さんはどうですか。論告と弁論を聞いてずっと入ってきましたか。

○裁判員経験者6

第一印象としては，求刑の年数に対して，論告はあまりにも根拠の具体性に欠けると言いますか，本当にこれだけ求刑していいものかという印象でした。

○司会者

弁論はかなり大部になりましたね。

○裁判員経験者 6

そうですね。言っていることは、まあまあ理路整然となっているんですけど、その具体性と言いますか、そして、最後に弁護人の弁論に関しては、こんなにあるのかということで出された部分がかなり割愛されていたので、割愛してきたものが一体どういう意味合いを持つのかという興味もありましたけど、何かちょっと最終的には弁護人のほうがちょっと有利だったのかなという印象もありました。

○司会者

ここまでの話が出ましたので、何か御質問があればお願いできますか。

○検察官

論告についてお尋ねしたいのは、どの事件もそれ相応の分量のペーパーの文字情報があります。この量というのは、評議をされる際に使われるだろうと思いますが、何か改善の余地があるかどうかという点についてお尋ねしたいと思います。

○司会者

6 番の方から、どうですか。

○裁判員経験者 6

その量につきましては、直近の事件であれば簡潔なものもあるんですが、私が担当したみたいに十何年も前の事件からさかのぼってくるとなると、量的なものが増えるのも致し方ないのかなという感想ですね。

○司会者

5 番さんはどうですか。

○裁判員経験者 5

量的には多いとは思いますが、やっぱり重要な判断をしなくちゃいけないので、適切かなと思います。

○司会者

4 番さんはどうですか。

○裁判員経験者 4

私もしっかりまとめていただいたのかなという印象ですね。多すぎるとかいうのはありませんでした。

○司会者

3 番さんはどうですか。

○裁判員経験者 3

私も特にこれは多いとか少なすぎるとかいうのはないです。

○司会者

1 番さんはどうですか。

○裁判員経験者 1

検察官からの論告メモは、私が参加させていただいた裁判に関しては、A 4 で 3 枚にまとめられていまして、かつ、文章のみではなく、四角に囲んだり、大変見やすくなっていましたので、非常に目が疲れるとか、読むのに苦痛を感じるということではなく、非常に見やすかったと思います。

○司会者

それでは、評議に移らせていただきますが、評議が実際されているわけですが、裁判官が法的な事項について説明をしたりしていると思います。そうした説明の分かりやすさはどうだったのか、あるいは言いたいことが十分言えたのかという観点からお尋ねしたいんですけど、1 番さんはどうですか。

○裁判員経験者 1

評議をやらせていただいて、それぞれの評議の中で、色々話し合いを持っていますが、そのそれぞれに関しては非常に分かるんですけど、個人的に、最初に流れというか、その審理の流れをもう少しだけ込み入って説明、最初に時間を取っていただいて説明していただくほうが、後半で裁判員の方が感じるギャップというのが少しは緩和されたのではないかと思います。

最初に、ちょっと個々の評議の中身の意味づけですとか、意義ですとか、重要性に関して、もう少し裁判官から丁寧に、かつそれが持っている意味というものを裁

判員に説明するべきであると強く感じました。

○司会者

何を、なぜ議論するのかということですかね。あとは、どういうふうに進んでいくということとかですか。

○裁判員経験者 1

なぜ議論するかももちろんそうですし、その議論の結果が、最終的にどう影響するのかというところが、若干、抜け落ちたまま進行していたのかもしれない。なので、後半の評議の中において重大である部分において、少し落差というものが裁判官の方と裁判員の方に若干発生していたのではないかと、当時、公判の部分も感じましたし、今もやはりそうすべきであったのかなというのは感じます。

ちょっと内容には余り触れられないので、ニュアンスがちょっとあれなんですけど。

○司会者

ありがとうございました。

3 番の方はどうでしたか。

○裁判員経験者 3

裁判長も評議がとても私たち素人に分かりやすく進めていただいたと思いますし、私たちが色々な意見とか質問とかしたことに対して、一つ一つ丁寧に答えてくださって、とてもやりやすかったと思っています。

あと、休憩も取ってくださったりとか、体調を気遣ってくださったりとか、色々していただいたので、評議中はみんな忌憚なく意見を言えたと思います。

○司会者

3 番さんも言いたいことは言えた。

○裁判員経験者 3

はい、言えました。

○司会者

4 番さんはどうですか。

○裁判員経験者 4

特に評議をやりづらかったとかいうのはなかったですね。評議というよりは、会話とか談話に近いような、和やかにしていただいたので、皆さんの意見だったりとかいうのはすごく言いやすかったんじゃないかと思います。

○司会者

中間論告など、手続的には難しいことをしているはずですが、そこは丁寧な説明があったのでしょうか。

○裁判員経験者 4

しっかり説明をしていただいたので、分かった上で、会話の中で、そこまで必要ではないよねという話もしていたので、すごく話しやすかったと思います。

○司会者

皆さん、十分理解した上で、評議されたということですね。

5 番さん、どうですか。

○裁判員経験者 5

議論をしていく中でも、こういったことを中心に議論していこうということも最初に言われていましたし、ホワイトボードで時系列で説明とか、すごく分かりやすくしていただきました。

また、とにかく考えられることをどんどん出して、それを消していこうと、そういった議論の方向というか、そういった方法もとられて、非常に私も分かりやすかったし、意見を言う場面も順番に聞いたり、言いたそうな顔をしたら、すぐ当ててくれたりとかいうことで、気を遣っていただき、とても意見を出せる場でした。

○司会者

6 番さん、どうですか。

○裁判員経験者 6

私たちも一つ一つの評議の中で裁判長がホワイトボードに事細かに色々なことを

まとめていただいて、最終的にその補充の方も含めて話を聞きながら、これでいいのかという結論づけまでして、一つずつ細かく話を進めていけたんだらうなと思います。非常に分かりやすく、皆さんも一とお話しも一人ずつ回していただいて、皆さんの意見というのを出せたと思います。

○司会者

ここまでで大体の意見交換を終わらせていただいて、最後、若干時間も押しておきますので、これから裁判員になられる方にメッセージを一言ずついただければと思います。

1 番さんから、どうぞお願いします。

○裁判員経験者 1

そうですね。裁判員の経験をする前と経験した後に関しては、やっぱり経験した後のほうが社会の見方ですとか、報道やニュースの事件の見方ももちろん変わりますし、また、自分自身の行動に関して、やはり見直すべき点があるのを非常に強く思いました。また、何というんですか、やっぱりものすごく見方が変わるという部分が大きいのので、非常に経験として、ものすごい自分の立場、生きていく中において、非常に前と後で自分自身が少し生まれ変わったような感じも受けるくらいの経験になったと思います。

もちろん裁判に参加した上で、やはりプレッシャーを非常に感じて、食事がのどを通らないということが多々あったんですが、でも、それにも増していい経験になったなと思います。

○司会者

メッセージとしまして、もし選ばれたら、どうですかということによろしいですか。

○裁判員経験者 1

そうですね。参加しない手はないぞと。あとは日当もきちんと出ます。なかなか、私の周囲の方の話を聞くと、やはりやりたくないという方が多くて、日当出るよと

いうと、あっ、出るんだと。ボランティアじゃないんですねと言う方が非常に多いんです。ただ働きでしょう、ボランティアでしょうという認識の方が結構多いので、もちろん日当日当てというわけではないんですが、そこまでも周知すると、日当も出るし、交通費も出るし、であればいい経験になるので参加しようかなという方も、もしかしたら増えるかもしれない。私自身にとっては非常にいい経験になったと思っています。

○司会者

貴重な御意見ありがとうございます。

では、3番さん、どうぞ。

○裁判員経験者3

私は友達が以前、裁判員を経験したことがあって、もし、はがきとかお手紙が来たら、ぜひやったほうがいいよと言われていたので、その話を聞いていて、裁判員の通知が来たときに、やってみようと思った経緯があります。実際に自分がやってみて、本当にとってもいい経験になりましたし、今までそんなにニュースとか事件とか事故とか裁判とか余り気にしてなかったんですけれども、裁判員を経験して、すぐに反応するようになったというのもあるし、私の見方もすごく変わりました。

確かにプレッシャーとか体調管理をきちんとしなないといけない、裁判が終わるまではちゃんとやらなきゃいけないと、すごく責任感もあるんですけれども、ぜひ若い方にも経験していただきたいなと思っています。皆さんにぜひ経験していただきたいと思います。

○司会者

ありがとうございました。4番さんはどうですか。

○裁判員経験者4

僕自身は、通知が来たときに積極的に参加、人生の一つの経験として参加したいなというのをずっと思っていたので、参加してよかったというのはありました。

これから裁判員になられる方もそうですけども、すごく意見の言いやすい環境だ

ったので、何でも自分の意見を言ってほしいなと思います。そこからやっぱり話が広がったりとか、色々な人の意見を聞けるので、そこは無駄にはならないかなと思います。

○司会者

ありがとうございました。5番さんはどうですか。

○裁判員経験者5

とにかく勉強になりました。裁判とはこういうものなんだということも分かりましたし、そういった考え方、このように論理的に考えるという考え方、また意見の出し方とか、そういった面で非常に勉強になりました。

ただ、仕事がその分、しわ寄せが来て、すごくその後、忙しかったんですけど、それを差し引いても、すごくいい経験だったなと、いい経験をさせてもらったなと思っております。

○司会者

ありがとうございました。6番さん、どうですか。

○裁判員経験者6

私も貴重な財産になったなと思っています。最初案内が来たときから、参加をしたいなという意識はあって、参加して、本当に裁判というのは、ただ、今までニュースの中では死刑だぐらいにしか思ったことがなかったものが、こんなふうに話を積み上げられて、こんなふうな考え方をしているというふうな流れがあるんだなという勉強にもなりましたし、仕事に関しても、今までは仕事の中では、こうなんだと思っていたことが、違う方向からも、本当はこうなんじゃないのかというような見方もできるようになりましたし、皆さんにも通知が来たら参加していただけたらと思います。今、5番の方が言っていましたけど、会社を休むということが、非常に皆さん大変だと思うんです。これは私が最後に裁判所をお願いしたことなんですけど、裁判所から会社にお休みをとというようなことを促していただけると非常にありがたいなと。お休みを取ることにしましては、個人的に会社をお願いして、こ

うだという話をして休みをいただくものですから、裁判所のほうから少しでも促し
ができたならありがたいなというふうに思います。

○司会者

ありがとうございました。

では、引き続きまして、報道機関の方から御質問をいただきたいと思います。

○TNC

幹事社から代表して、まずは2つほど質問させていただきます。

1つ目は、貴重な経験をされた皆様だからこそということで、裁判員裁判という
制度自体について、どのようにお考えですか。この点につきまして、お願いします。

○裁判員経験者1

裁判員裁判を経験して、非常に感じていることが、裁判員は、私も含めて一般の
人間なので、もちろん法律には全く疎いわけです。もちろん証拠に基づいて裁判を
進めて、もちろん判決まで出すことなんですけれど、個人的には、どうしても加害
者であったり、被害者に対しての思い入れをどのように排除すべきなのかなという
ところが一つ課題なのかなと、裁判を通じても、裁判が終わった後も非常に感じた
次第で、どうしても人間なので、気持ちの面で、これはこうじゃないのかなという
ことを感じる部分がどうしてもあると思うんですね。

ただ、もちろん証拠に基づいてやらなければならないんですけれど、例えば求刑
5年ですとか、量刑分布で何年何年というものがあって、それを評議を通じて知る
中で、果たしてこれは重すぎるんじゃないのかですとか、軽すぎるんじゃないのか
という思いが出てくる。しかし、ちょっと難しいんですけど、ギャップですね、法
曹関係に携わっている方と、一般の方の量刑に関するギャップがすごくあります。
そのあたりをどう収めていくかというか、そこがすごく経験して感じた部分なんで
すね。ともすれば、感情に流されてしまうんじゃないかというところを、常にキー
プしておかないと、重要なことを見落としてしまうんじゃないかという、そういう
危機感を持って裁判の中にいたという、裁判員裁判が終わった後も、そういうこと

を常々考えていた次第ですね。

○裁判員経験者 3

私のような素人，一般人の話もきちんと聞いて，評議を進めていただけますし，あと裁判員を経験した後も，色々な社会のことですとか，そういったことに関心がさらに高まるといいますか，自分自身がそういうふうに関係をして変わってきているので，裁判員裁判制度は，やはりあっていいものではないかなと思います。

○裁判員経験者 4

そうですね。いい意味で法に触れるいい機会じゃないかなと思います。法律の専門家だけに任せるんじゃないなくて，色々な事件をテレビで見たりしますので，身近なことだけじゃなくて，犯罪だってこういう法に触れるいい機会だなと僕は思います。あっていいんじゃないかなというふうに思います。

○裁判員経験者 5

意見が色々聞けるということで，一つの固まった意見ではなくて，色々な方面からの意見が聞けるというのは，非常にいいことだと思いました。

個人的には，量刑を決めることについてそこまで自分たちがしていいのかというのは，正直な感想ではありますけども，そういった意見を出しながら，決めていく場面があるということで，裁判員制度は非常に意義があると思います。

○裁判員経験者 6

私は，この裁判員制度というのは，もっと広めて，参加しやすくなれたらいいかなと。やはり一市民といえますか，国民としての立場からの意見とか，そういうものが色々なことに反映していける裁判だったらいいなと思います。

○TNC

ありがとうございます。

もう1点，過去に元暴力団組員等による参加された裁判員への声かけ事件というのがあったわけですが，そういったことで事件に巻き込まれてしまうんじゃないかなとか，不安みたいなものというのはなかったでしょうか。

○裁判員経験者 6

その心配は、まず最初に裁判員の案内が来たときに、すぐ頭に浮かびました。今回の裁判が終わりまして、裁判所を出るときに、つい先ほどまで法廷で被告人だった方と、帰り鉢合わせになりまして、これは大丈夫なのかというのは、すぐ気持ちにありました。

○裁判員経験者 5

そうですね。ニュース等でもありましたので、不安はありました。傍聴に来られている方のお顔を見たりとかいうことで、ひょっとしたらという感じで不安はあったんですけども、そういうこともなく終わりましたので、安心しました。

○裁判員経験者 4

正直、そこまで不安は余り感じなかったですし、あれだけテレビで言われて対策は裁判所でもされているだろうし、前もってそういうことがあったら連絡してくださいとか、もしそういう場面になったとしても、切り抜けられるかなと思っていたので、そこまで不安はなかったですね。

○裁判員経験者 3

私もそこまで不安は感じてなかったです。裁判所からも、何かあったら心のケアとか、そういった連絡先等々を知らせていただいておりますし、最後は担当の方がお見送りとかもしていただいていたので、そこまで不安はなかったです。

○裁判員経験者 1

全く不安はありませんでした。社会的にこれだけ厳しいことになっていますので、何があってもすぐに相談してくれと裁判所のほうから言われてましたので、特に不安を感じるということはありませんでした。

○司会者

6 番さんの場合は大変申し訳なかったんですけども、多分職員が、お見送りをしていると思うんですが、鉢合わせというのはどこでしたか。

○裁判員経験者 6

鉢合わせといいますか、我々がちょうど玄関に出ていく直前ぐらいに、玄関のところに家族の方と被告人が帰られるという状況のところだったので、私たちが立ちどまりました。

○司会者

その場に、6番さん達に付き添ってお見送りをする職員はいませんでしたか。

○裁判員経験者6

いらっしゃいました。いらっしゃいましたけど、我々は先にその方が目に入っていたので、立ちどまりました。

○TNC

ありがとうございました。幹事社からは以上です。

○毎日新聞

1つ目の質問と少し重なってしまうんですけども、裁判員制度そのものについての必要性についてなんですが、皆さんそれぞれ個人にとって有益なものだったという趣旨のことをおっしゃったと思うんですけども、皆さん個人ではなくて、この社会にとってというか、この司法制度の中で必要だという意見をお持ちの方がいらっしゃれば、理由も含めて教えていただければと思います。

○裁判員経験者1

裁判員裁判は、一定の裁判の件数に対しては必要だと感じるんですが、例えば、ある程度の日数以上、非常に長期にわたってかかる裁判に関しては、少し疑問を感じます。例えば、数か月にわたって拘束されてしまうという場合は、少し何か工夫をして、裁判員裁判でなくてもいいんじゃないかというところは非常に思います。一般の方なんで、生活に非常に支障が出るといいますので、全てが全て裁判員裁判ではなくてもいいのではないかなと。ただ、一定の件数に関しては、裁判員裁判であるべきだろうというふうに思います。

○司会者

他の方はどうでしょうか。

○裁判員経験者 6

この裁判員というのは必要だと思います。といいますのが、裁判が終わるまでは当然ながら私が裁判員であるということは、お休みをいただくので、会社の上層部にしか言っていないんですが、会社とか周りの人というのは、この人は何でいないんだろうという状況で、後から実は裁判員だったという話をすると、皆さん、参加されたことがないので、ああだろう、こうだろうという憶測がかなりあって、参加したくないという人たちのほうが大半なんですけど、そこに参加した私が、こうだったんだよという話ができ、皆さん参加して、自分の意見を持っていったほうがいいですよという話を伝えられることについて、こういう裁判員というのはあっていいのかなと。ただ、言われていたように、長い間、会社の実際の休みを入れると、もうほとんど会社で1カ月間行かないという状況だったんで、ちょっとそこら辺が、先ほども言いましたけど、長くなるのであれば、裁判所から勤務先に働きかけがあればいいのかなというふうに思います。

○毎日新聞

ありがとうございました。

○司会者

それでは、これもちまして本日の裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間にわたりまして貴重な御意見をいただきましてまことにありがとうございました。